



第4章 行動計画

1. 重要地域の保全

(1) 重要スポットの指定

九重町の代表的な自然環境が保全され、生物多様性の観点からみても重要である地域を重要スポットに選定しました。重要スポットは、後世に伝えるべき大切な場所であるため、地域住民と共に保全することが期待されます。

しかし、重要スポットは放置して保全される場所は少なく、持ち込みの危険性があるオオハンゴンソウや、法面緑化に使用されるハイコヌカグサは、寒冷な気候を好む北方系種であるため九重町の自然環境に適合しています。

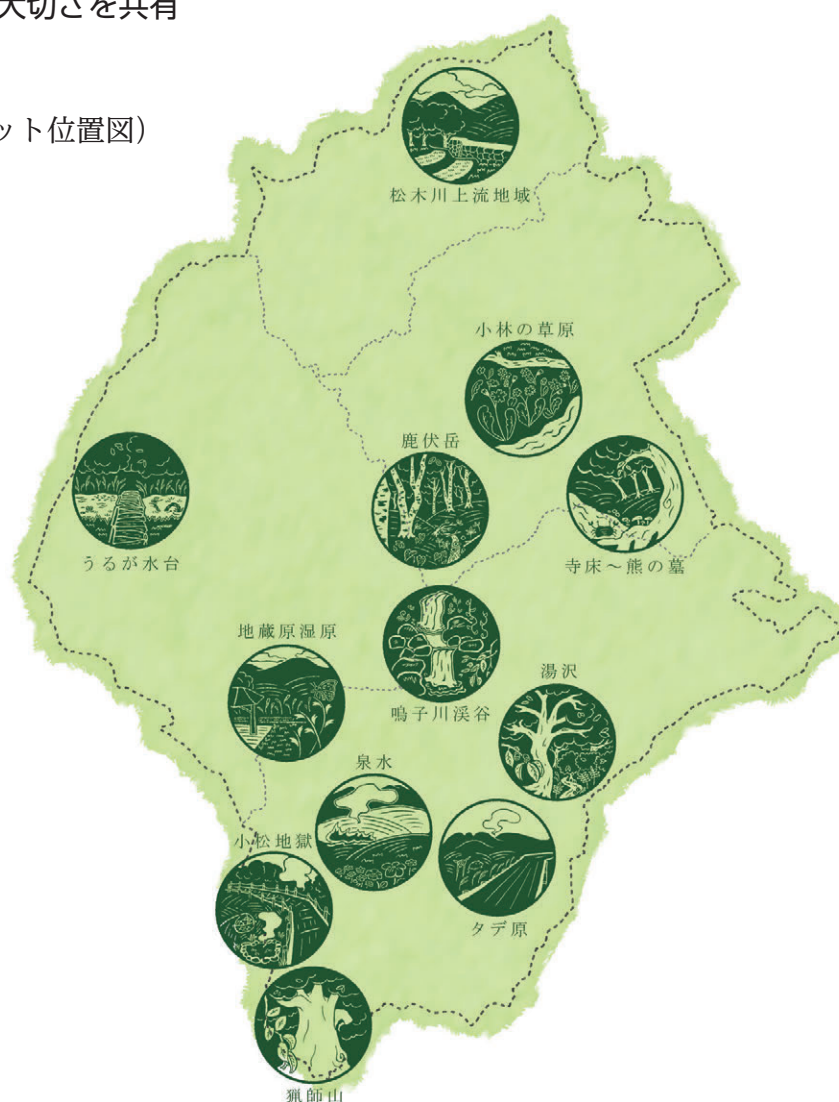
一度定着した外来生物の駆除は難しく、植物に依存する昆虫にも影響を与えます。また、近年ではニホンジカの急激な増加により、生物多様性の損失が危惧されています。

このような影響を排除し、九重町のあるべき自然環境が将来にわたって保全されるために、下記の方針のもと取り組みを行います。

〈方針1〉 重要スポットの学術調査を行い、重要スポットの詳細把握

〈方針2〉 重要スポットを有する地域において学習会を開催し、重要スポットの大切さを共有

(重要スポット位置図)



① 鹿伏岳

概要

鳴子川合流下の玖珠川東側の台地に位置する、標高1,024mの半独立山塊^{※1}です。山腹は多くの谷に深く削られているため山体は複雑な地形です。

植生／植物相（地域に生育する植物の種類）

中腹から山頂にかけての緩斜面にはかつて草原が広がっていましたが、現在はクヌギやスギ、ヒノキの植林地に転換されています。

急峻な谷筋斜面には部分的に夏緑広葉樹林が残っていますが、先駆的な林分^{※2}が多く、種多様性の高い発達した渓谷林はみられません。

ただし、これらの谷と山頂部台地との境界付近には、ブナ・ミズナラ林が遺存的に分布しており、良好な林分となっています。

クヌギ植林地では、林道路傍（みちばた）の開放地を中心に、ノヤナギやツクシゼリなどの草原の植物が残っていますが、個体数は多くありません。

渓谷の林床には、キバナアキギリやミヤコアオイなどの渓谷林床植物が生育していますが、谷底の地盤が浸食のため不安定であるため、これらの植物が発達した生育環境は少ない現状にあります。



法規制

自然公園法（阿蘇くじゅう国立公園 第2種特別地域）

保全上の危機

現状で樹木伐採などが発生しない限り保全されるものと思われます。



※1 ほぼ山脈から離れて塊状になった山岳のこと

※2 先駆的：遷移の初期に登場すること

林分：樹木の種類・樹齢・生育状態などがほぼ一様で、隣接する森林とは明らかに区別がつく、ひとまとまりの森林のこと



② 小林の草原

概要

野上川流域の台地上に広がっている草原で、かつては複数の放牧草原として利用されていました。

しかし、高原野菜用の畑地や牧草地への転換が進み、2015年時点での放牧在来草原は寺床下流側の牧野のみとなっていました。また、近年ではメガソーラーの建設が行われました。

植生／植物相（地域に生育する植物の種類）

ススキやトダシバが優占し、多様な草原の植物が生育する草原で、かつては九重町に広範囲で分布していた典型的な山麓牧野です。

現在唯一管理がされている上部の放牧草原は、特にまとまった面積を保持しています。周囲斜面の多くは高径のススキやマルバハギなどが密生しますが、中心部には種多様性の高い、低茎[※]草原が分布し、浅い支谷の谷底には、小規模な湿原も形成されています。



1992年には、絶滅危惧種を含む90種以上の草原植物が確認されています。現時点でも路傍を中心にオミナエシ、ヒメノダケなどが、トダシバが優占する低茎草原にはウメバチソウやリンドウなどの多様な草原の植物が多数生育しています。

特に唯一の湿原には、絶滅危惧種を含む多様な湿性植物が生育しています。規模は小さいのですが在来草原との組み合わせが、放牧地の歴史性保全という観点からも注目されます。

法規制

なし

保全上の危機

湿原を含む草原は、現在のところ良好に管理されていますが、開発や農地への転換が懸念されます。

小林のように種多様性が高い核心部分については特に保全が必要です。

※ 背の低い植物のこと

③ 松木川上流地域

概要
松木ダムより上流側の松木ダム谷筋で、現在はほとんどが日出台演習場の敷地内となっていますが、かつては水田や放牧草原、里山などの利用が行われていた地域です。
植生／植物相（地域に生育する植物の種類）
クヌギ林やマツ林、竹林などの里山や、松木川沿いの溪畔林※、台地上の草原など、九重町の農耕文化を代表する多様な植生が分布しています。演習場による立ち入り禁止や管理によって草原の維持も図られています。 現在、ニホンジカの食害や水害の影響が認められるものの、九重町内の農耕文化に基づく植生が良好な状態で残存している地域です。 2015年時点では、絶滅危惧種などは確認されていませんが、ケヤキやオニグルミなどの多様な溪畔林を構成する植物が生育しています。遷移の途中であるため、今後、植物相は多様な変化をみせると期待されます。

植物以外の重要種
草原のきのこであるササナバや、草原の鳥であるコヨシキリが県内で唯一生息するなど、貴重な草原の生きものが生育しています。
法規制
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」）（鳥獣保護区）
保全上の危機
ニホンジカの食害被害が深刻で、このままでは植生を破壊してしまう可能性があります。



※ 河川周辺の森林のうち、上流の狭い谷底や斜面にある林のこと

④ うるが水台

概要

万年山の南側に位置する標高約800mの台地上にある山浦川源流部で、堤で補強された湛水池^{※1}とその周囲の湿原です。うるが水台の湿原として地元から親しまれ、流域集落の水源地となっています。周囲は“大分百年の森”として整備され、湿原には一部歩道も設置されていますが、老朽化が進んでいます。

植生／植物相（地域に生育する植物の種類）

湛水池の上流側の流路に沿って、低茎湿原と、下層にマアザミなどをともなうヨシ湿原が形成されており、湿原の長さは約400mに及びます。

湿原は、寒冷地に生育する植物などの絶滅危惧種を含み、小規模ではありますが、ラムサール条約に登録されているくじゅう坊ガツル・タデ原湿原に準じる質を有しています。また、湛水池や流路内にはヒルムシロ群落などが形成されています。



台地上は、かつて広範囲な草原であったと推定されますが、現在はクヌギ林に転換され、谷筋斜面にはスギ植林やマツ林も分布しています。

法規制

自然公園法（耶馬日田英彦山国定公園 第2種特別地域）、鳥獣保護管理法（鳥獣保護区）

保全上の危機

現状では人の立ち入りも少なく、湿原へのかく乱はニホンジカによる採餌が目立つ程度ですが、湿原の上流側の開放水面^{※2}にはニホンジカやイノシシによる多くの踏み分け道が形成されています。湿原植生がもともと踏み荒らしなどのかく乱には脆弱であるため、今後も継続してかく乱が進めば、湿原植生の質の劣化（絶滅危惧種の消滅を含む）が生じる可能性が考えられます。よって、情報の開示や利用にあたっては十分な配慮が必要です。

また、湛水池では、かつてジュンサイが栽培されていたとの情報があり、葉の繁茂状況によつては、他の多様な水生植物を排除してしまう懸念もあります。



※1 水を溜めるための池のこと

※2 植物などに覆われていない水面のこと



⑤ 地蔵原湿原

概要

天ヶ谷貯水池の西側谷筋に形成されている湿原です。隣接する緩斜面は開拓農地に転換され、外周には排水路がめぐっています。北側の山麓には九州自然歩道が整備されています。

植生／植物相（地域に生育する植物の種類）

湿原はミズゴケが発達しない低層ヨシ湿原※ですが、多様な湿性草本を含み、中心部分はヤチワズスゲが優占する低茎湿原となっています。

周囲の斜面地は、かつて草原が広がっていましたが、現在はクヌギが広範囲に植林されています。また、排水路沿いにはノリウツギ低木林が帯状に分布しています。

天ヶ谷貯水池は、少なくとも数年以上、水位の低い状態が続いたため、ヤナギ林が広範囲に形成されています。

湿原にはノハナショウブなどの植物が群生し、湿原内の流路にはリュウキンカが点在しています。

クヌギ植林内は、草原であった時の植物相をよく保存しており、湿原の周囲には絶滅危惧種を含む多様な草原の植物が生育しています。

また、貯水池の堤防斜面の草地には、絶滅危惧種に指定されるような貴重な植物の群生が確認されており、貯水池内の浅水域にはガマなどが群生しています。



植物以外の重要種

世界においても日本とその周辺の限られた地域のみで繁殖し、年々個体数が減少しているオオジシギの貴重な生息地です。また、オオルリハムシなど、地蔵原を九州唯一の生息地とする昆虫が多く生息するため、知る人ぞ知る昆虫界のホットスポットともいえます。

法規制

自然公園法（阿蘇くじゅう国立公園 第2種特別地域・普通地域）

保全上の危機

湿原や周囲の草原では、ニホンジカによる食害が目立ち始めています。

また、堤防斜面には絶滅危惧種も多く生育しているため、補修工事などの際には環境配慮が求められます。

※ 生えているヨシなどの植物が枯れて堆積が進んだ結果、周囲よりも盛り上がった湿原のこと

⑥ 鳴子川溪谷（九酔溪）

概要

鳴子川と玖珠川合流付近の深い溪谷で、兩岸は切り立った火成岩の岩崖となっています。河床には岩盤が各所に露出し、滝も多く、人の立ち入りが困難なことから、長らく人によるかく乱が少なかった場所です。そのため、ケヤキなどの大径木が生育し、建築材として伐採されたこともあります。

しかし、近年は自然災害にともなう斜面崩壊が顕著となっています。

植生／植物相（地域に生育する植物の種類）

ケヤキやカツラなどが混生する中間温帯の溪谷林が発達し、一部にはトチノキも多数混生しています。岩崖の尾根筋には、モミなどの大径木によるまとまった針葉樹林も帯状に存在しています。

しかし、スギやヒノキが植林された場所や、繰り返し発生する崩落に遷移が対応した先駆林※も河川沿いに見られます。本流沿いの河床には裸地化した場所も多く、ツルヨシ群落が流動的に形成されています。

生育する樹木は多様性に富んでおり、湿った岩崖地には多様な林床植物が群生しています。



植物以外の重要種

急峻な地形により他と隔離された環境となっています。そのため本州を主な生育地とする昆虫が九酔溪で発見されるなど、昆虫界のガラパゴスといえる九重町の中でも特に重要な地域です。

法規制

大分県文化財保護条例（九溪酔は県指定名勝）

保全上の危機

支川の一部には特定外来生物オオハングソウや要注意外来生物ハイコヌカグサが生育しています。河川沿いは、種子が移動しやすいため注意が必要です。

また、洪水や地震にともなう河床や斜面崩壊の拡大も懸念されます。

※ 遷移の初期にみられる樹木で構成された林のこと





⑦ 寺床～熊の墓

概要

野上川の源流域に位置し、崩平山北側に連なる標高約1,000mの小ピーク（頂）と、複雑に浸食された溪流や溪谷、さらには、開拓農地として拓かれた小さな窪地や立石池などを含む地域です。

江戸時代には、幕府の御山として山奉行がケヤキやクリなどの大材を寺社に納めた記録があります。

植生／植物相（地域に生育する植物の種類）

一帯は国有林で、草原から転換されたスギ、ヒノキ林が広がっています。また、開拓農地の周囲にはクヌギ林やマツ林が分布しています。

谷筋にはブナなどの大径木を含む、良好な溪谷林が帯状に分布し、稜線にある小ピーク群には、ブナ林が島状に残存しています。また、九州では数少ないトチノキを含む溪谷林となっています。

また、立石池の池畔には、小規模な湿原も形成されています。

かつては良好な草原の植物が生育しており、非常に多様な溪谷林の高木と林床植物が発達していた地域です。野上川源流域の溪谷林を春と秋に調査したところ、ニホンジカによる食害や洪水頻発により、林床の状態は近年急激に劣化しているようです。林床で早春に花を咲かせる植物や森林のイネ科植物、シダ植物の多くを見ることができず、特にメグスリノキが激減していました。



一方で、ニホンジカが食べない有毒のハシリドコロやミツバテンナンショウが増加しています。

法規制

自然公園法（阿蘇くじゅう国立公園 第2種特別地域）

保全上の危機

保護すべき樹木は、河川沿いのごく狭い範囲に残されているにすぎず、これ以上の面積の減少は種多様性の存続に影響を与えます。隣接地を含めた広範囲での保全が望まれます。



⑧ タデ原

概要

長者原の閉塞された盆地状扇状地に形成された湿原と、その周囲の草原です。

湿原は、湧水によって涵養される東側の上湯沢台山麓に発達し、坊ガツルと共にラムサール条約に登録されました。湿原上部には、木道観察路が整備されています。

草原は、1960年代（昭和40年頃）から野焼きが停止されていましたが、1997年より復活しています。

植生／植物相（地域に生育する植物の種類）

湿原は、主にヨシとヌマガヤが優占する場所に分けられ、それぞれ下層にミズゴケが発達する部分と浅い抽水植物^{※1}が生育する場所に分けられます。

東側の湧水流路沿いには開放水面が形成され、フトヒルムシロなどの浮葉性の水草が群生しています。



湿原の周縁部には、主として流路沿いにヨシやススキが生育し、多様な湿性・草原植物が混生しています。また、流路沿いにはノリウツギ林が分布していますが、野焼きやニホンジカによる食害により拡大は阻害されています。

草原は、南側にはススキ草原が広がり、野焼きの防火線となる西側にはススキ・ネザサ草原などの低茎草原が分布しています。草原、湿原とも多様な植物が生育し、多くの絶滅危惧種や国立公園指定植物が含まれます。湿原内部の種多様性は高いとはいえませんが、過去の調査^{※2}によると、「生育個体数が極稀な種や、過去に記録があるものの未確認となった湿性スゲ類などもみられる」と記載があります。

地球温暖化が、寒冷地を好む北方系の植物に影響しているとの見方もあるため、長期モニタリング調査による監視も必要だと考えられます。

法規制

自然公園法（阿蘇くじゅう国立公園 第1種・第2種特別地域）

保全上の危機

国立公園の主要拠点であるため、現状維持が図られると思われそうですが、脆弱な植生であるため、ゲリラ豪雨による土石流の流入や、利用者急増による大きな変化には注意が必要です。また、近年急増するニホンジカやイノシシの採餌圧や踏みつけによる影響は無視できない状況が継続しており、保全策が必要となっています。

※1 水生植物のうち、比較的浅い水中に生え、根は水底の土壤中にあり、茎か葉の少なくとも一部が水上に突き出ている植物のこと

※2 「くじゅうタデ原地域自然環境学術調査報告書」（大分県・九重町、2002年）



⑨ 湯 沢

概要

タデ原下流側の穏やかな高原地帯で、多数の円頂丘が連なる複雑な台地となっており、周辺は観光施設や別荘地などの開発が進んでいます。

植生／植物相（地域に生育する植物の種類）

かつては広大な草原やヨシ原が広がっていましたが、ほとんどが牧草地や畑地に転換されたほか、クヌギ植林や放置された低木疎林となっています。さらに、これらの植生も別荘地開発などによる改変が進んでいます。

数多くの浅い谷や窪地には、小規模な湿地や池も形成され、まとまったヨシ原やヌマガヤ湿原も残存していますが、開発により、良好な状態を保っている場所は少ないようです。

牧草地や畑地に縁にわずかに残された草原や湿原には、一部植栽も含まれますが、絶滅危惧種を含む多様な植物が点在しており、かつての多様な植物相の断片をとどめています。

特に、細い川沿いにはハンノキが点在し、一部には小規模な林分もみられます。九州では数少ない寒冷地湿性林の断片として貴重ですが、生育状況は良好とはいえません。



植物以外の重要種

湿性の火山性草原やハンノキ林が残されているため、ヒメシロチョウやミドリシジミなどの絶滅が危惧されるチョウ類の最後の砦です。かつて“よしぶしじみ”と呼ばれて親しまれたヒメシジミの九州最後の生息地でしたが、近年の開発などにより絶滅しました。

法規制

自然公園法（阿蘇くじゅう国立公園 普通地域）

保全上の危機

人為圧が高く、さとばる（九重ふるさと自然学校）周辺の人為的に管理された区画を除けば、多様性の高い場所は消滅する危険性が高いと思われます。



ヒメシジミ（よしぶしじみ）▶

⑩ 泉 水

概要
泉水山北側に広がる在来草原です。現在も野焼きなどにより管理がなされており、かつての広大な草原景観をとどめる数少ない場所となっています。山麓部の緩斜面は、大分県立九重青少年の家やキャンプ場として利用されています。
植生／植物相（地域に生育する植物の種類）
山腹斜面には高径ススキ草原が広がり、山麓緩斜面にはススキ・ネザサ草原やトダシバ草原が分布しています。県道を挟んだ北側の流路沿いの窪地には、マアザミやノハナショウブなどが群生する帯状の湿地が複数形成されており、泉水の中でも特に種多様性の高い場所となっています。 野焼き草原内には、キスミレなどの絶滅危惧種を含む大陸系遺存種※が保全されており、湿原の周囲にも絶滅危惧種を含む多様な草原の植物が生育しています。

植物以外の重要種
泉水周辺の谷では、環境省の絶滅危惧Ⅱ類（VU）に指定されているミゾゴイの営巣が確認されています。ミゾゴイは日本のみで繁殖するサギ科の鳥で、湿った広葉樹林を好んで営巣します。ミゾゴイが好む比較的標高の低い樹林帯は、開発などにより減少傾向にあります。
法規制
自然公園法（阿蘇くじゅう国立公園 第2種・第3種特別地域）、鳥獣保護管理法（鳥獣保護区）
保全上の危機
道路沿いに植栽されたヒゴタイの盗掘が頻発しています。宿泊施設が近接し、車の寄り付きがいたため、盗掘などの人為圧が高い地域であるといえます。具体的な保全策が望まれる場所となっています。



※ 冷涼な気候と草原環境により、朝鮮半島と日本が陸続きで、寒冷な氷河期であった時代に大陸草原から渡ってきた種のこと

⑪ 狹師山

概要
九重火山群の西側に位置する標高1,423mの半独立山塊です。稜線部は緩斜面ですが、山腹斜面は急峻で、多くの谷に浸食されています。 南側山麓は、瀬の本高原のなだらかな溶岩台地に連なっています。
植生／植物相（地域に生育する植物の種類）
一帯は、かつて草原が広がっていましたが、現在は、山腹斜面の多くは国有林となり、拡大造林によるスギ、ヒノキ植林地に転換されています。 北側斜面にはブナを含む夏緑広葉樹林、南東側斜面には良好なミズナラ林、南側斜面にはブナを含む良好なコナラ林が分布しています。 山頂部はかつて開けた草原でしたが、現在はノリウツギ林が広がっており、稜線尾根沿いにもみヤマキリシマが点在するササから成る風衝草原※が帯状に残されています。 谷筋にはブナ大径木やシャクナゲ群生地が残存しており、山麓コナラ林には多様な林床植物が生育するなど、種多様性の高い林分でした。しかし、ニホンジカの侵入に伴い、樹木の枯損や下層植生の質の低下が進んでいます。 風衝草原には、登山道沿いにもみクスミレなどの草原の植物が残存しますが、多くはありません。

法規制
自然公園法（阿蘇くじゅう国立公園 第2種・第3種特別地域）
保全上の危機
ニホンジカによる林床破壊が進行しており、多くの植物種が打撃を受けています。また、山麓部の周辺による改変にも注意が必要です。

※ 風が強いため、樹木が生育しにくく、草丈の低い草などが生育した草原のこと



⑫ 小松地獄

概要

玖珠川源流域に位置する自然噴気地で、近隣には大岳地獄もあります。近隣では地熱発電所が稼働中であり、遠くからでも見える蒸気が景観にアクセントを与えています。

九州自然歩道沿いの観光地として、自然歩道が整備されています。

植生／植物相（地域に生育する植物の種類）

硫気孔が各所に点在する荒原で、孔口の周りには地衣類や蘚苔類、ミズスギやツクシテンツキなどの特殊な環境に適応した植生が成立しています。周囲はススキ草原やマツ疎林となっていますが、かつては草原が広がっていました。周囲のマツやクヌギなどの植林が成長し、荒原内の樹林化が進んでいます。

生育種の種類は少ないのですが、他の環境では見ることができない独自の植物相であるため、九重町の全体の生物多様性に大きく寄与する場所です。



法規制

自然公園法（阿蘇くじゅう国立公園 第3種特別地域）、鳥獣保護管理法（鳥獣保護区）

保全上の危機

現状で大きな問題はないと思われます。



(2) 生物多様性が失われつつある、かつての重要スポット

かつては重要スポットに匹敵する自然環境でしたが、様々な影響により生物多様性に大きな打撃を受けた地域を「生物多様性が失われつつある、かつての重要スポット」としました。生物多様性を未来へ引き継ぐためのメモリアルエリアとして、新たな土地利用時の参考とするために記載します。

① 青野山

概要
野上川の北側に接する標高850mのメサ状山塊で、山頂部は広い台地状になっています。標高700～750m付近は、急峻な岩崖に取り巻かれています。
生物多様性が豊かであった時の状況
かつては草原が広がり、急崖斜面には発達した夏緑広葉樹林が分布していたと推定されます。 また、断片的に残された先駆性の半湿性広葉樹林から、かつては多様な溪谷林が発達していたことがわかります。
現在の状況
拡大造林により、ほとんどがスギ、ヒノキ植林地へと転換されました。 しかし、林道沿いや、メサ状台地の崖地の林縁には、先駆性の半湿性広葉樹林が断片的に形成されています。 また、急増するニホンジカの食害により林床の植生破壊が進み、生物多様性は大きな打撃を受けました。

法規制
自然公園法（耶馬日田英彦山国定公園 第2種特別地域）

② 平家山

概要
日出生台の南側に位置する標高1,023mの山塊で、北側は松木川、南側は野上川の源流の一つとなっています。また、「平家の落人伝説」が伝えられ、木地師がいたことなどから昔から人々に関わりの深い山であったことがうかがえます。
生物多様性が豊かであった時の状況
谷筋には良好なケヤキ林が、尾根筋にはシデ類が優占するアカガシを含む夏緑林が発達していました。かつてはブナやミズナラなどの自然林が存在し、カツラなどの大径木も生育していました。林床にはツクシシャクナゲやヤマシャクヤクが生育するなど、生物多様性が豊かな場所でした。
現在の状況
一帯は国有林で、<u>拡大造林による広範囲な植林</u>がなされており、谷筋には林道が張り巡らされています。 谷筋には良好なケヤキ林の断片が残されており、尾根筋にはシデ類が優占するアカガシを含む夏緑林がわずかに残されています。 山頂部は、アブラチャンなどの渓谷性の亜高木林が形成されていますが、2015年の調査では、ブナやミズナラなどの自然林は確認されませんでした。 谷筋には渓谷性の植物が生育していますが、林内の植生は極度に貧化しています。特にニホンジカによる食害の被害は著しく、オタカラコウなどの<u>ニホンジカが食べない植物のみ群生</u>しています。 河川沿いには一部広葉樹が残り、上流部には人家などがいないため、清らかな河川環境が残されています。また、盗掘による被害も生じています。
法規制
なし



2. 伝えたい原風景

引き継がれてきた原風景を次世代へ伝えるために、下記の方針のもと取り組みを行います。

〈方針1〉 原風景の魅力や機能を再認識し継承するための啓発活動や体験活動の提供

〈方針2〉 原風景を維持してきた第一次産業の振興

(1) 文化的景観

人々の生活や生業と密接に関わりながら、人と自然との相互作用によってつくられている景観を「文化的景観」といいます。

文化的景観は、私たちの暮らしに最も身近な景観であり、多様な生きものとのつながりをつくる場所でもあります。

① 草原

概要
草原は、かつて九重町全域に分布していましたが、現在でも野焼きを継続している草原は、野上地区の滝上、南山田地区の菅原、飯田地区の泉水山麓など限られた地域になりました。
保全上の危機
野焼きを実施する地域住民の高齢化や、採草放牧地としての利用減少とともに、野焼きを行う地域が年々減少しています。 草原の減少にともない、草原でしか生きていけない生きものの減少は著しく、多くが絶滅の危機に瀕しています。 草原を維持するためには、野焼きを継続するための取り組みが必要です。
特筆する生きもの ※()内は絶滅危惧の指定状況を記載
ヒメユリ（環境省ⅠA類）、ヒゴタイ（環境省ⅠB類）、キキョウ（環境省Ⅱ類）、オキナグサ（環境省Ⅱ類）、ササナバ（環境省Ⅱ類）、カヤネズミ（大分県準）



▲タデ原での草うせと草小積の様子
(昭和30年代)



▲泉水山麓での野焼きの様子

② 水田（棚田）

概要
水田は、人と自然とが作り出す景観の代表格といえます。中板をはじめ、町内のいくつかの場所には、良好な棚田景観が残されています。 また、秋に稲を竹に掛けて干す「掛け干し」や、冬の間に稲わらを保存するための「わら（稲）小積み」などの文化的景観は、年々減少傾向にあります。
保全上の危機
1955年（昭和30年）以降、農業の機械化とともに圃場整備が行われ、良好な棚田景観が保全される場所は減少しました。 棚田は機械を入れることが難しく、手作業が必要な箇所もあるため、多大な労力を要します。 現在は、棚田だけではなく、農業人口の減少にともない、水田の耕作放棄地が増加しています。 水田の多面的機能（水源涵養、多様な生きものの保全、良好な景観の形成、文化の伝承など）に焦点をあて、保全に取り組む必要があります。
特筆する生きもの ※（ ）内は絶滅危惧の指定状況を記載
トノサマガエル（大分県Ⅱ類）、コガタノゲンゴロウ（環境省Ⅱ類）



▲□の園集落の棚田



▲掛け干しの景観

③ クヌギなどの疎林

概要
野焼き草原では、火に強い性質を持つクヌギの疎林がみられます。九重町では、このクヌギを利用したシイタケ栽培が行われてきました。 戦後に駒打ち栽培法が普及して以降、シイタケ栽培に取り組む人は増加し、クヌギの植林が積極的に行われるようになりました。 クヌギは15年毎に伐採する場所を変えるため、林がモザイク状になり、遷移の異なる多様な環境が作り出されます。また、シイタケ栽培に使用されるほだ木用のクヌギは幹が細いため林床まで日光が届き、林床植物が生育することのできる環境を提供しています。 南山田地区の相狭間では、クヌギ林の保全のために野焼きを継続しています。
保全上の危機
野焼き草原におけるクヌギなどの疎林は、草原性チョウの貴重な生息地となっています。しかし、近年の野焼き減少により個体数は減少傾向にあります。 また、クヌギの植林地においても、ほだ木としての伐期を越えたクヌギは大径となるため、搬出が困難になり藪化してしまいます。 第一次産業の振興により、クヌギ伐採のサイクルを継続させることが、クヌギなどの疎林における生物多様性保全につながります。
特筆する生きもの ※（ ）内は絶滅危惧の指定状況を記載
ハシバミ（大分県準）、クロシジミ（環境省Ⅰ類）、ダイセンシジミ（大分県Ⅱ類）



▲野焼き草原に見られるクヌギを主体とする疎林（菅原）



▲植林したクヌギ林を伐採した後の様子（鹿伏岳）

④ 河川や水路などの水辺

概要
九重町は筑後川水系の源流地域であり、水田に流れ込む水路が網目状に発達しています。 1955年（昭和30年）頃は、河川や水路で採った魚や貝類が食卓に並び、子ども達の遊び場として親しまれていました。しかし、このような様子はほとんど見られなくなり、河川や水路などの水辺環境に対して、若年層はほとんど関心を持たなくなっていました。
保全上の危機
1955年（昭和30年）頃からの農薬の使用や、水路のU字溝化により川の生きものは激減しました。 現在は、環境への影響が高い農薬の使用停止や、生活排水に対する合併浄化槽の設置によって水質は改善されていますが、依然として農薬や排水による汚染は続いています。 また、路面の凍結防止に使用する塩化カルシウムの影響も懸念されています。 私たちは水を使用し、排水することなくしては生きていけません。そのため、暮らしにおける排水に心を配り、筑後川源流地域として下流の水環境を保全していることの自覚と誇りを持つことが大切です。
特筆する生きもの ※（ ）内は絶滅危惧の指定状況を記載
カワネズミ（大分県Ⅱ類）、ブチサンショウウオ（環境省準）、アカザ（環境省Ⅱ類）



▲野上川の最上流部

▲ヨシ原の水質浄化作用を利用した
へべヶ池水路

(2) 天然記念物など

記念物とは、史跡・名勝・天然記念物の総称のことをいいます。中でも名勝は日本における文化財の種類のひとつで、芸術上または観賞上価値が高い土地を文化財保護法や自治体の条例により指定したものです。天然記念物とは、文化財保護法や自治体の条例により指定された動物、植物、鉱物などの自然の文化財をいいます。動物は生息地（繁殖地および渡来地を含む）、植物は自生地を含んで指定されます。

天然記念物は、自然との共生をもとに育まれた文化も含みます。今まで守り伝えられてきた大切な財産を次の世代につなぐためには、文化財としての価値を確実に学ぶ必要があります。以下に、九重町を代表する記念物を記載します。

① 名勝

ア. 竜門の滝（名勝「耶馬溪」）



▲竜門の滝

耶馬溪は溶岩台地の侵食によって生じた奇岩・秀峰の景勝地で、国指定名勝に指定されています。松木川中流部に位置する竜門の滝は、差別浸食によって形成された卓状台地と、さらなる浸食によって孤立丘となった地形の多い南耶馬溪の一角に含まれています。

イ. 九酔溪

玖珠川流域の両岸2kmにわたって断崖絶壁が直立にそそり立つ景勝地で、大分県名勝に指定されています。発達する溪谷林には、猛禽類のミサゴ（環境省準）が営巣していた記録があります。



九酔溪▶

② 天然記念物

ア. 九重山のコケモモ群落

九州唯一の分布地かつ、日本における生育地の南限として、国の天然記念物に指定されています。指定地域は、九重町と竹田市久住町にまたがり、九重町内では、三俣山及び雨ヶ池周辺が指定されています。



コケモモ▶

イ. 相狭間のブンゴボダイジュ

ブンゴボダイジュは、九重町にのみ生育する珍しい木です。個体数が極めて少ないため大分県によって天然記念物に指定されています。クヌギと同様に萌芽させて材やロープなどに利用されてきたため、根元から枝分かれをしています。



▲ブンゴボダイジュのひも



▲相狭間ブンゴボダイジュ

3. 自然公園

自然公園は自然の景観だけではなく、野生の動植物や歴史文化などが溢れているため、四季折々に変化する日本の美しい自然に触れることができます。

自然公園で体験することのできる感動や共感を通じて、自然公園を次世代に引き継ぎます。

〈方針1〉 優れた環境における活動を通じて、地域内外を問わず人々の環境意識向上

〈方針2〉 自然と人、人と人との出会いづくりや利用しやすい環境づくり

(1) 自然公園について

自然公園は、自然公園法に基づき、優れた自然の風景地でその保護及び利用の促進を図ることを目的に指定された地域です。自然公園には、日本の風景を代表する国立公園と、それに準ずる国定公園があります。

(2) 九重町の自然公園

九重町内は、阿蘇くじゅう国立公園と耶馬日田英彦山国定公園に指定されています。

阿蘇くじゅう国立公園は、大分県内では別府市・由布市・竹田市・九重町・玖珠町にまたがり、1,700m級の山々と、その裾に広がる500～1,200mの火山性高原から成り立っています。九重町内では、くじゅう連山～飯田高原が指定されています。火山性草原の多くは放牧・採草地として利用され野焼きが行われてきましたが、野焼きの停止、植林や牧草地、土地開発などの改変が懸念されている場所でもあります。

耶馬日田英彦山国定公園は、耶馬溪から国東半島の地域に広がり、奇岩秀峰による特徴的な景観が指定されています。九重町内では青野山などのメサ状山塊や万年山山麓などが指定されています。

九重町内の約47.1%が自然公園に指定されていることから、九重町の自然がいかに素晴らしいかを知ることができます。

(九重町内の自然公園)

単位：ha 2015年3月31日現在

名称	特 別 保護地区	第 1 種 特別地域	第 2 種 特別地域	第 3 種 特別地域	普通地域	面積計	割合 (%)
国立公園	91	771	2,999	1,527	917	6,305	23.2
国定公園	0	260.6	2,390.4	0	3,842	6,493	23.9
合計	91	1,031.6	5,389.4	1,527	4,759	12,798	47.1

※九重町の面積は 271.37 km²

4. ラムサール条約登録湿地

タデ原は、かつて放牧の為に野焼きを行い、湿原や周囲の草原を維持してきましたが、放牧が行われなくなった現在、地域のボランティアなどによって野焼きが維持されています。

また、近年湿原への侵入が確認されている特定外来生物オオハンゴンソウをはじめとした外来種は、強い生命力をもってタデ原の生物多様性を単調なものに変えてしまうため、対策が必要です。

今後はこれらの活動を、官民一体となり進めることが大切になります。合わせて、筑後川水系源流域として下流への生物多様性の恵みを生み出している場所でもあるため、地域と地域外の方が手を携え、次世代へと引き継ぐ活動を進めていく必要があります。

〈方針1〉 官民一体となり、様々な団体が連携した活動の推進

〈方針2〉 野焼きの担い手不足や外来種などの課題と「交流・学習・普及啓発（CEPA）」を組み合わせた活動の推進

(1) ラムサール条約について

湿地は水鳥や魚、動植物など様々な生きものを育みますが、湿地は埋め立てなど開発の対象になりやすい現状にあります。そのため、破壊をくい止める必要性が世界中で認識されるようになりました。ラムサール条約は、湿地を国際的な資源として保全し、賢明に利用していくための条約です。また、条約では「保全」「賢明な



利用」「交流・学習・普及啓発（CEPA）」を進めることを目的としています。

日本は1980年にラムサール条約に加盟し、北海道釧路湿原を皮切りに、2016年11月までに50か所、148,002haの湿地が登録されています。

(2) 九重町のラムサール登録湿地：タデ原湿原

タデ原湿原は面積約38ha、標高約1,000mに位置する国内最大級の間湿地で、寒冷で多雨な自然環境と合わせて、野焼きなど人の手によって豊かな生物多様性を維持していることから、国際的にも重要な湿地として2005年に登録されました。

タデ原湿原では、観光資源としての活用、自然観察会を通じた交流・学習、ビジターセンター及び木道のバリアフリー化などの取り組みを通じて「賢明な利用」が行われています。

コラム⑤

チームタデ原～ヒゴタイ子を守る会～

チームタデ原は、2015年7月に開催されたKODOMOラムサール※（inくじゅう坊ガツル・タデ原湿原）に参加した九重町立飯田小学校の児童が、「自分たちの手で地域の自然を守っていききたい」と結成したグループです。

春は野焼き見学とジェットシューターによる火消体験、夏はオオハンゴウソウ駆除やキッズガイド、秋は地域の大人と一緒に野焼きのための防火線切りを行いました。

また、活動後は公民館祭りや新聞づくりなど、地域の環境保全のリーダーとして情報発信にも努めています。



※ 全国のラムサール条約登録湿地で活動する子どもたちが、湿地保全に関する経験や知識の交換・交流を深めることなどを目的に行う交流事業のこと

5. 自然との関係をつなぎ直すための行動計画

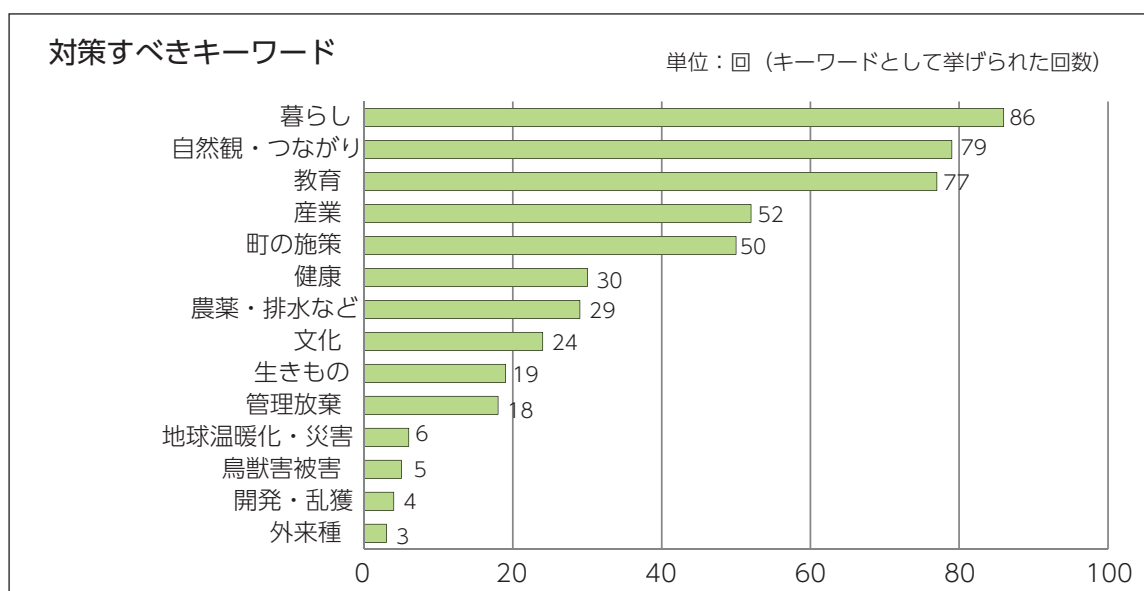
住民が感じている生物多様性における課題を抽出するため、「身の回りの生物多様性における課題と対策」をテーマにワークショップを開催しました。

そこで、対策すべきだとされた意見をキーワードごとにまとめました。

その結果、「暮らし」、「自然観・つながり」「教育」に課題があるとした意見が多く挙げられました。

(ワークショップ実施団体と参加人数)

団体名	参加人数
九重町生物多様性保全対策協議会	15
寿大学（東飯田学習会）	18
九重町地球温暖化対策委員会	9
九重町議会	13
子育て世代・農家	7
住民が考える九重町町づくり会議	11
九重町食生活改善推進協議会	34
合計	107



愛知目標や九重目標、ワークショップなどの意見をもとに、20年後の2036年を目標とする20年目標を設定しました。20年目標は、愛知目標と九重目標に基づくものであるため、関連する目標番号を記載しています（愛知目標は第1章、九重目標は第3章記載）。また、20年目標ごとに、既に実施されている「既存の取り組み」と、戦略策定後に始める「新たな取り組み」を具体的な行動として記載しています。行動計画の見直しの際は、目標ごとの指標（5年後で設定）をもとに評価します。

既存の取り組みにおいては、気が付かないうちに生物多様性との関連を持っているものが多くあります。既存の取り組みと生物多様性の関連を再認識し継続しつつ、新たな取り組みを始めることにより更なる推進を図ります。



(1) 生物多様性の学びを楽しもう〈九重目標1〉

20年目標1〈文化〉

【愛知目標1、18】

生物多様性の恩恵を利用した文化が、家庭や地域、教育機関などを通じて広がり、楽しまれている。

生物多様性は、文化の多様性を生み出します。九重町独自の文化に触れ合う機会を創出することにより、九重町の個性である文化を次世代に引き継ぎます。

既存の取り組み

- | | |
|-------------------------|---------------|
| 1. 町内の自然にまつわる芸術展の開催 | 【各種団体、社会教育課】 |
| 2. 地域の伝統行事や伝統文化を学ぶ行事の実施 | 【学校、各地区公民館など】 |
| 3. 楽などの地域のお祭り継承 | 【各種団体】 |

新たな取り組み

- | | |
|--|------------------------------|
| 1. 広報誌やケーブルテレビを活用した季節ごとの文化発信 | 【企画調整課、危機管理情報推進課、商工観光・自然環境課】 |
| 2. 生物多様性について知る機会を設け、地域の生きものの情報や文化などを伝える場の創設 | 【各種団体、各地区公民館、社会教育課】 |
| 3. 聞き取り調査を継続し、地域の生物多様性にまつわる文化（農暦、方言、行事など）をまとめ、住民がそれらを知る手段づくり | 【各種団体、学校、商工観光・自然環境課、社会教育課など】 |
| 4. 地域の文化を義務教育の過程で学ぶためのカリキュラムづくり（ここのえ学の推進） | 【学校・教育振興課】 |
| 5. 多世代が集まる地域行事や集落の清掃活動に参加する | 【住民】 |

指標1 生物多様性に関する教材作成（目標：2冊/5年）



▲お月見行事である「あげたへ さげたへ」



20年目標2〈教育〉

【愛知目標1、18、19】

生物多様性の学びが町内にあふれ、九重町独自の自然観が育まれている。

子育て世代を対象としたワークショップでは、「自然の中で遊ばせたいけれど、遊び方がわからない」、「自然はたくさんあるのに、藪になっていて子どもを安心して遊ばせることができない」などの意見が出ました。

自然環境に恵まれた地域の特性を活かした教育を推進し、豊かな感性とふるさとへの愛着を育てます。

既存の取り組み

1. 野外での体験活動 【住民、各種団体、各地区公民館、学校、社会教育課など】
2. 生物多様性に関する展示や講演会の実施 【各種団体】
3. 自然に関する書籍などの読書 【住民】

新たな取り組み

1. 地域の環境について、大人が学ぶ機会の提供 【社会教育課】
2. 地域の文化を義務教育の過程で学ぶためのカリキュラムづくり（ここのえ学の推進）
（再掲） 【学校・教育振興課】
3. 聞き取り調査を継続し、地域の生物多様性にまつわる文化（農暦、方言、行事など）
をまとめ、住民がそれらを知る手段づくり（再掲）
【各種団体、学校、商工観光・自然環境課、社会教育課など】
4. 子育て交流センターや寿大学などの社会教育において、生物多様性につながる学び
を実施 【各種団体、子育て支援課、社会教育課など】
5. 教職員を対象とした研修会の実施 【教育振興課】
6. 環境教育にも対応した人材バンク創設 【社会教育課】
7. 九重町図書館での関係書籍の充実 【社会教育課】
8. 自然にまつわる絵本や昔話の読み聞かせ 【各種団体、住民】
9. 休日や放課後は野外で遊ぶ 【住民（子供）】
10. オリジナル絵本の活用 【商工観光・自然環境課】

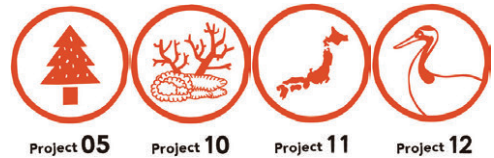
指標1 生物多様性に関する教材作成（再掲）（目標：2冊/5年）

指標2 中学生を対象としたアンケートの実施結果（生物多様性認知度）（目標：80%）
中学生を対象としたアンケートの実施結果（自然体験活動参加）（目標：50%）



◀ふるさと探検クラブ

九重町、九重町教育委員会、九重ふるさと自然学校が主催となり、体験活動を通じてふるさとへの愛着を育む活動を実施しています。



(2) 豊かな生物多様性を保全しよう〈九重目標2〉

20年目標3〈重要スポット・重要種〉

【愛知目標5、10～12】

重要スポット並びに重要種についてみんなが知り、これ以上減らさないための対策をしている。

聞き取り調査において、多くの地域で植物の乱獲が発生していたことがわかりました。地域における重要スポットや重要種について知ることは、地域の意識向上につながります。現状を明らかにし、地域住民と重要性を共有するための取り組みを推進します。

既存の取り組み

- | | |
|------------------------------|-------------------|
| 1. 種のリスト作成 | 【各種団体、商工観光・自然環境課】 |
| 2. 九重町重要スポットの選定 | 【各種団体、商工観光・自然環境課】 |
| 3. 希少野生生物の保全活動 | 【各種団体】 |
| 4. タデ原湿原のモニタリング（植物相・哺乳類） | 【各種団体】 |
| 5. 高山植物などの保護に関する普及啓発活動及び保全活動 | 【各種団体】 |
| 6. 文化財の現状を調査し、保全に必要な対策の検討・実施 | 【社会教育課】 |

新たな取り組み

- | | |
|--|---------------------------|
| 1. 重要スポットを有する行政区を対象に、地域の生物多様性について知る機会を設け、乱獲や配慮のない開発に対する地域の意識向上 | 【各種団体、商工観光・自然環境課】 |
| 2. 現地学習会を開催し、地域の自然に触れる場の提供 | 【各種団体、社会教育課、商工観光・自然環境課など】 |
| 3. 九重町版RDB（レッドデータブック）の作成 | 【各種団体、商工観光・自然環境課】 |
| 4. 九重町重要スポットの生物種のリスト化 | 【各種団体、商工観光・自然環境課】 |

指標3 現地学習会等を開催し、地域住民が自然環境にふれあう機会創設（目標：1カ所/年）



▲九重町生物多様性保全対策協議会における町内現地視察



Project 18

20年目標4 〈九重町の特筆する生きもの〉

【愛知目標18】

九重町の特筆する生きものについて知り、それら生きものとの関係が引き継がれている。

以前は地域の自然が遊び場であったため、川遊びや草原における遠足などで生きものについて知り、九重町の自然環境への知識と愛着を身に付けてきました。ワークショップでは「地域の自然や生きもののことが書かれた絵本があるといい」などの意見が出されました。

現代の暮らしにおいて、身近な生きものへ意識を向けるための取り組みを推進します。

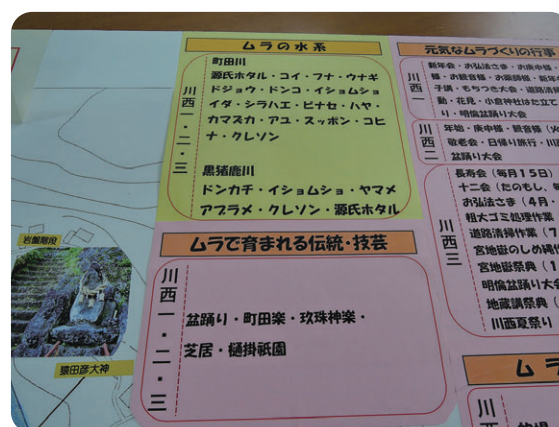
既存の取り組み

1. 地域の特筆する生きものの記録及び保全活動 【学校・各種団体】
2. 自然観察会の実施 【各種団体】
3. 生きものに配慮した環境保全型農業の取り組みの実施 【住民、各種団体・農林課】

新たな取り組み

1. 九重町版RDBの作成（再掲） 【各種団体、商工観光・自然環境課】
2. 聞き取り調査を継続して実施し、地域の生物多様性にまつわる文化（農暦、方言、行事など）をまとめ、住民がそれらを知る手段づくり（再掲）
【学校、各種団体、商工観光・自然環境課、社会教育課など】
3. 住民参加型の生きものの調査の実施 【住民、各種団体】

指標1 生物多様性に関する教材作成（再掲）（目標：2冊/5年）



▲南山田地区協議会が作成したお宝マップ



Project 13

20年目標5 〈遺伝子の多様性〉

【愛知目標13】

地域における遺伝子の多様性を保つための配慮がなされている。

遺伝子が多様であれば、環境の変化や病気などによる絶滅を免れる可能性が高まります。九重町内においても、伝統野菜や地域の特筆する生きものに対する関心が高まりつつあります。

九重町の環境に適応してきた遺伝子の多様性を守り、次世代につなぐための取り組みを推進します。

既存の取り組み

1. 地域を特筆する生きものの記録及び保全活動（再掲） 【学校、各種団体】
2. 地域に根差した固定種（伝統野菜）の栽培、普及啓発 【各種団体、住民】
3. ネオニコチノイドなど、昆虫の生殖に影響を及ぼす農薬の自主的な使用停止 【各種団体、住民】

新たな取り組み

1. 工事の際に蒔く植物への配慮をするための指針づくり 【各種団体、商工観光・自然環境課、建設課】
2. 生きものの移動において、遺伝子の多様性に配慮する 【住民、商工観光・自然環境課】
3. 庭に植える植物が外来種となり野外に定着しないよう注意する 【住民、事業者】
4. 生きものの特性を知り、交配による雑種を生み出さないよう配慮する 【住民】
 （例）シロツメクサは日本における自生がないため、交配による雑種はつくらない。

指標4 遺伝子の多様性に関する啓発活動（広報、テレビ）実施（目標：1回/年）



▲ 淮園小学校におけるホタル保全の取り組み
 餌のカワニナや親ホタルは付近の川で採取し、成長後に放流を行います。



Project 09

20年目標6 〈外来種〉

【愛知目標9】

外来種に対する知識が浸透して、色々な主体が活動している。

外来種による、農作物や生態系への影響を懸念する意見とともに、「どの生きものが外来種かわからない」という意見も聞かれました。

被害拡大や新たな外来種の侵入・定着を防ぐための取り組みを推進します。

既存の取り組み

1. 特定外来生物オオハンゴンソウ・オオキンケイギクに関する防除計画の作成及び、普及啓発などの取り組み実施 【商工観光・自然環境課】
2. 特定外来生物アライグマに関する防除計画の作成及び防除の推進 【商工観光・自然環境課、農林課】
3. 河川における環境に配慮した構造物の使用・設計 【建設課】
4. 法面緑化における生物多様性への配慮 【建設課】
5. オオハンゴンソウなどの特定外来種駆除活動 【各種団体】

新たな取り組み

1. 駆除すべき外来種に対する駆除方法の啓発 【農林課、商工観光・自然環境課】
2. 駆除すべき優先区域と防除方法を防除計画に反映 【商工観光・自然環境課】
3. 工事の際に蒔く植物への配慮をするための指針づくり（再掲）
【各種団体、商工観光・自然環境課、建設課】
4. 外来種が定着した場所における継続的なモニタリング調査の実施 【各種団体】
5. 外来種駆除活動後における在来植生の復活 【各種団体】
6. 庭に植える植物が外来種となり野外に定着しないよう注意する（再掲）
【住民、事業者】
7. 企業の社会貢献、職員研修などで外来種駆除活動を実施 【事業者】
8. 廃棄している駆除後の外来種の新しい処理方法検討（例）草木染など 【住民】
9. ペットを野外に放さない 【住民】

指標5 オオハンゴンソウ駆除活動における参加人数（目標：192人/年）
オオハンゴンソウ駆除活動における駆除重量（目標：516kg/年）

飯田地区まちづくり協議会における
オオハンゴンソウ駆除活動





Project 05

20年目標7〈開発〉

【愛知目標5】

住民が地域の自然に意識が向いており、開発と生物多様性の調和がとれている。

私たちは、土地開発などの経済活動なくして生活を営むことはできません。しかし、むやみな開発によって生物多様性が破壊された場合、土砂災害や河川汚染などの思わぬ影響を及ぼすことがあります。

適正な開発へ誘導するためには、法規制だけでは限界があります。地域住民が地域の自然環境を知り、開発と保全のバランスを図ることが大切です。

既存の取り組み

1. 自然公園法による開発規制 【環境省、大分県】
2. 『九重町地熱資源の保護及び活用に関する条例』において、提出された事業を自然環境面から審査する項目の設定 【商工観光・自然環境課】
3. 『九重町生活環境保全及び開発に関する条例』、『九重町再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱』における手続き 【商工観光・自然環境課】
4. イベントなどを通じた地域の自然を知る取り組み 【各種団体など】

新たな取り組み

1. 重要スポット及び重要種を指定し、工事の際どのように配慮すればよいかの「環境配慮指針」策定 【商工観光・自然環境課】
2. 町境などの境界を越えた国、県、市町村間の連携 【商工観光・自然環境課】
3. 開発事業者を対象とした生物多様性に関する学習の場創設 【商工観光・自然環境課】
4. 重要スポットを有する行政区を対象に、地域の生物多様性について知る機会を設け、乱獲や配慮のない開発に対する地域の意識向上（再掲）
【各種団体、商工観光・自然環境課】
5. 現地学習会を開催し、地域の自然に触れる場の提供
【各種団体、社会教育課、商工観光・自然環境課など】
6. 開発を行う際は、予定地の自然環境について知り配慮する 【事業者】
7. 自分の地域を歩き、地域の自然について知る機会をつくる 【住民】

指標3 現地学習会等を開催し、地域住民が自然環境にふれあう機会創設（再掲）
（目標：1カ所/年）



他団体が参加する清掃活動▶



Project 15

20年目標8 〈地球温暖化・災害〉

【愛知目標15】

住民一人ひとりが生物多様性と地球温暖化が密接に関わっていることを知り、対策がとれている。

ワークショップにおいて、ここ数十年における気候の変化を感じている人は多く、「春や秋がなくなった」、「雨の降り方や、気温の変化が激しいので、子ども達が適応できるか不安」などの意見が挙げられています。

次世代の健康で安心な暮らしを守るための取り組みを推進します。

既存の取り組み

1. ここのえ緑陽中学校における自然エネルギーを活用した仕組み 【教育振興課】
2. 防災無線による災害情報の伝達 【危機管理情報推進課】
3. 災害時要支援者支援マニュアル及び防災マップの作成
【危機管理情報推進課・健康福祉課】
4. 九重町地球温暖化対策計画〈実務事業編〉の策定及びそれに基づく活動
【総務課、商工観光・自然環境課】
5. 学校や社会教育での啓発 【社会教育課、教育振興課、学校、各種団体】
6. 灯油などの化石燃料の使用量減少 【住民、事業者、各種団体】
7. マイバックの使用 【住民、事業者】
8. 節電、廃棄物削減の取り組み推進
【住民、事業者、各種団体、商工観光・自然環境課、健康福祉課】

新たな取り組み

1. 緑のダム機能など、田や自然がもつ防災機能に関する啓発活動の実施
【商工観光・自然環境課、農林課など】
2. 多世代・各種団体に向けた啓発活動の実施 【各種団体、商工観光・自然環境課】
3. 地域にとって持続可能な再生可能エネルギーの調査検討
【各種団体、商工観光・自然環境課】
4. 聞き取り調査などの実施による身の回りの変化などに関する情報収集
【各種団体】

指標6 九重町における二酸化炭素排出量の推移（目標：82,000t-CO²）



洪水防止、気候緩和などの機能をもつ田▶



Project 19

20年目標9〈調査・研究〉

【愛知目標19】

生物多様性に関する調査・研究が進められている。

生物多様性の現状と変化を把握し、情報を整理することは、生物多様性を保全するための基礎となる部分です。

専門家や地域の自然環境に詳しい住民などとの協働により、科学的根拠に基づくデータを蓄積し、適切な行動をとるために活用します。

既存の取り組み

- | | |
|----------------------------------|-------------------|
| 1. 地域の特筆する生きものの記録及び保全活動（再掲） | 【学校・各種団体】 |
| 2. 種のリスト作成（再掲） | 【各種団体、商工観光・自然環境課】 |
| 3. 九重町重要スポットの選定（再掲） | 【各種団体、商工観光・自然環境課】 |
| 4. 自然観察会の実施（再掲） | 【各種団体】 |
| 5. 希少野生生物の保全活動（再掲） | 【各種団体】 |
| 6. タデ原湿原のモニタリング（植物相・哺乳類）（再掲） | 【各種団体】 |
| 7. 高山植物などの保護に関する普及啓発活動及び保全活動（再掲） | 【各種団体】 |
| 8. 文化財の現状を調査し、保全に必要な対策の検討・実施（再掲） | 【社会教育課】 |

新たな取り組み

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| 1. 九重町版RDCの作成（再掲） | 【各種団体、商工観光・自然環境課】 |
| 2. 九重町重要スポットの生物種のリスト化（再掲） | 【各種団体、商工観光・自然環境課】 |
| 3. 大学との連携 | 【各種団体、商工観光・自然環境課】 |
| 4. 住民参加型の生きものの調査の実施（再掲） | 【住民、各種団体】 |

指標7 重要スポットにおける植生などの調査実施
（目標：1か所/年）

レッドデータブックおおいた▶
大分県内における絶滅危惧種
の情報を掲載しています。



レッドデータブックおおいた 2011

Red Data Book Oita 2011

大分県の絶滅のおそれのある野生生物



(3) 自然とつながる暮らしを育もう〈九重目標3〉

20年目標10〈暮らし〉

【愛知目標14、17、18】

九重町での暮らしに誇りを持ち、恵みを享受するとともに生物多様性に配慮している。

日々の暮らしは、生物多様性の中にあります。暮らしにおける配慮や活用を推進しつつ、生物多様性保全に対する直接的な働きかけを推進します。

既存の取り組み

1. 町内の自然にまつわる芸術展の開催（再掲） 【各種団体・社会教育課】
2. 地域の伝統食や伝統文化を学ぶ行事の実施（再掲） 【住民、各種団体、各地区公民館】
3. 薪や茅などの自然資源を暮らしの中で活用（再掲） 【住民】
4. 身近な地域でとれた旬の食べ物を利用 【住民】
5. 環境に配慮したマークがついた商品を購入 【住民】
6. 家庭の中で、地域の自然や生きものに関する話をする 【住民】
7. 季節ごとの楽しみ（四季の移り変わり、行事、旬など）を取り入れた暮らしの実施 【住民】

新たな取り組み

1. 暮らしを切り口とした、生物多様性に関する啓発活動の実施 【商工観光・自然環境課】
2. 各種団体や町の事業と生物多様性を関連付け、社会課題と生物多様性の課題を同時解決できる仕組みづくり 【商工観光・自然環境課】
3. 身近な自然を活用し、持続的に維持管理できる仕組みづくり 【各種団体、企画調整課、農林課、商工観光・自然環境課】
4. 聞き取り調査を継続し、地域の生物多様性にまつわる文化（農暦、方言、行事など）をまとめ、住民がそれらを知る手段をつくる（再掲） 【各種団体、学校、商工観光・自然環境課、社会教育課など】
5. 規格外農産物の利用に向けた消費者意識改革 【各種団体】
6. 季節の挨拶運動（例）「こんにちは。今日はコブシの花がきれいですね」 【住民】

指標1 生物多様性に関する教材作成（再掲）（目標：2冊/5年）



▲野矢ごはん部 郷土料理や旬の食材を使ったごはんを楽しみます。



Project 14

20年目標11〈健康〉

【愛知目標14】

自然体験や食から得られる心身の健康づくりが進められている。

自然環境の中で体を動かせば心身の強化につながり、リラックスした時間を過ごせば心の健康に寄与します。医学は日々進歩していますが、野外作業の減少や運動不足などにより、様々な生活習慣病と隣り合わせになりました。

様々な機関と連携を図りつつ、豊かな自然環境の中で、健やかな暮らしをおくるための取り組みを推進します。

既存の取り組み

1. 自然体験や食の大切さを伝える 【各種団体、健康福祉課】
2. 野外での体験活動（再掲） 【住民、各種団体、各地区公民館、学校、社会教育課など】
【各種団体、商工観光・自然環境課、健康福祉課、社会教育課】

新たな取り組み

1. いきいきサロンなどにおける聞き取り調査の実施による認知症予防（回想法）
【各種団体、商工観光・自然環境課、健康福祉課】
2. 身近な自然を、運動、癒し並びに交流の場として活用
【健康福祉課、商工観光・自然環境課】
3. 外来種駆除と運動不足による生活習慣病など、互いの課題を組み合わせた事業の展開
【事業者】
4. 自然資源により心身ともに癒しを感じることのできる場の提供 【住民、事業者】
5. 季節毎の、栄養価が高く、その時期の体にあった食事提供 【住民】
6. 食育に関する講演会や料理教室に参加する
7. 多世代が集まる場に行き、地域の伝統料理や旬の食材の調理方法を伝えあう 【住民】
8. 自分の地域を歩き、地域の自然について知る機会をつくる（再掲） 【住民】

指標8 健康と生物多様性を組み合わせた事業の実施回数（目標：2回/年）

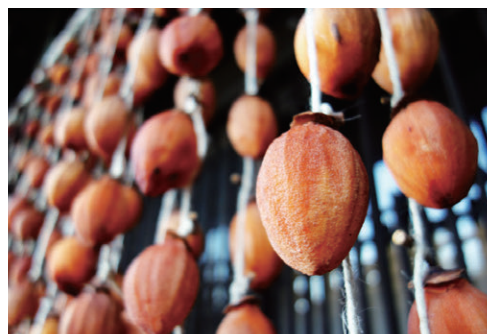
コラム⑥

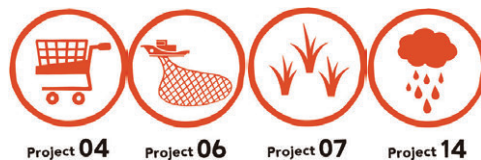
保健師さんのお話

旬の食材は、その時季の体が欲する栄養が含まれます。そのため、日々の暮らしで旬な食材を食べ、筋トレなどの運動を行うことによって、体温は上昇し免疫力も高まります。

強い体は暖房器具などの使用頻度を抑え、地球温暖化防止にもつながります。

おへその下を触ってみてください。自分の体が冷えているかどうか確認ができます。





20年目標12〈産業〉

【愛知目標4、6、7、14】

産業が生物多様性に配慮した取り組みを行っており、同時に魅力アップにつながっている。

経済活動と自然環境保全のバランスをとることが自然資源の持続可能な利用につながります。自然資源を活かした産業づくりに取り組み、自然資源の循環活用を推進します。

既存の取り組み

1. 収穫体験、地元料理の提供を交えたウォーキング大会などの実施
【各種団体、商工観光・自然環境課】
2. 耕畜連携による循環型農業の推進
【農林課】
3. 地産地消のために、九重町産の食材が町内で購入できる仕組みの整備、学校給食などにおける活用
【農林課、教育振興課】
4. 環境に配慮した農作物の生産・加工及び販売や宿などでの提供
【住民、事業者】
5. 近隣宿泊施設と自然情報を共有
【各種団体】
6. 売り上げの一部を環境保全のために利用する仕組みづくり
【各種団体】
7. 自然資源を活用した加工品の販売
【事業者】
8. ネオニコチノイドなど、昆虫の生殖に影響を及ぼす農薬の自主的な使用停止(再掲)
【住民】
9. 山菜などを採る時は、根こそぎ採らず翌年まで考えた採取の実施
【住民】
10. 生きものに配慮した環境保全型農業の取り組みの実施(再掲)
【住民、各種団体、農林課】

新たな取り組み

1. 温泉や景観、旬の食材などの自然資源を活かした視点での観光客誘致
【事業者、商工観光・自然環境課】
2. 生物多様性に配慮した商品などへの認証制度検討
【各種団体、商工観光・自然環境課、農林課など】
3. 生物多様性への配慮による九重町の農産物の付加価値向上
【農林課】
4. 町外の人に対する、九重町の自然資源の豊かさや四季の美しさの広報
【住民】

指標9 農薬の低減に取り組む団体数(目標:5団体)
指標10 農作物の加工を行っている経営体数
(目標:25経営体)



龍門の滝観光協会主催のウォーキング大会▶
自然の恵みを楽しむウォーキング大会です。
山菜や地域で採れた農産物などがふるまわれます。



20年目標13〈管理放棄〉

【愛知目標5、7】

里地里山に新しい価値を見出し、管理している。

里地里山の管理放棄には、高齢化や生活様式の変化などの社会課題が大きく関係しています。昔は資源を得ていた里地里山ですが、今は逆に人手や資金を投入するばかりで資源を持ち出すことができていません。

今の暮らしに則した利用方法を見出し、積極的な維持管理を推進します。

既存の取り組み

1. 新規就業者の支援 【各種団体、大分県、農林課】
2. 森林施業に対する支援 【農林課】
3. 耕作放棄地拡大防止の取り組み 【農林課】
4. 住宅の木造・木質化や公共建築物などでの需要拡大による木材利用の拡大 【事業者、農林課】
5. 野焼き実施に伴う防火線設置への助成制度 【商工観光・自然環境課】
6. 昔ながらの生業の話を伝える取り組みの実施 【各種団体・各地区公民館】
7. 地域における草原や河川敷の野焼き 【牧野組合など】
8. 耕作放棄地での耕作 【各種団体】
9. 生きものに配慮した圃場管理や圃場整備の試み（自然共生型田んぼづくり） 【各種団体】
10. 薪や茅などの自然資源を暮らしの中で活用（再掲） 【住民】

新たな取り組み

1. 草原の野焼き支援策の更なる充実 【商工観光・自然環境課】
2. 身近な自然を活用し、持続的に維持管理できる仕組みづくり（再掲） 【各種団体、商工観光・自然環境課、農林課、企画調整課】
3. 里地里山の資源並びに管理方法について知る機会の創設 【各種団体、社会教育課（各地区公民館）、学校、商工観光・自然環境課】
4. 事業の中で自然資源を活用し、持続可能な資源活用のための里地里山の維持管理参画 【事業者】

指標11 野焼きを実施している牧野組合などの団体数（目標：5団体）

野焼きを実施している牧野組合などの活動に参加した人の数（目標：310人）

耕作放棄地を耕す地域おこし協力隊▶
耕作放棄地における維持管理の担い手として活動しています。





Project 07

20年目標14〈鳥獣害被害〉

【愛知目標7】

野生動物との付き合い方を知っており共存できている。

九重町全域において、農林業や生態系における鳥獣被害が発生しています。

生物多様性を損なわない個体数管理と有効活用策を検討しつつ、人と野生鳥獣が共生するための取り組みを推進します。

既存の取り組み

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| 1. 鳥獣保護区の指定 | 【大分県】 |
| 2. 適正な鳥獣の管理 | 【猟友会・農林課】 |
| 3. 狩猟者の育成 | 【農林課】 |
| 4. 猟友会加入者に対する有害鳥獣駆除捕獲に対する報償金の交付 | 【農林課】 |
| 5. 猟友会加入者の狩猟手数料に対する助成 | 【農林課】 |
| 6. 有害鳥獣被害防止のための電気柵設置の経費助成 | 【農林課】 |
| 7. 野生鳥獣肉（ジビエ）の有効活用を模索する会の開催 | 【各種団体】 |
| 8. 野生動物生息地へのペット連れ込みの注意喚起 | 【住民・各種団体など】 |

新たな取り組み

- | | |
|---------------------|-------------|
| 1. 有効な鳥獣害対策方法の共有 | 【猟友会・農林課など】 |
| 2. 野生鳥獣を利用するための方策検討 | 【各種団体・農林課】 |
| 3. ジビエ料理などの検討 | 【事業者・各種団体】 |

指標12 有害鳥獣の捕獲人数（目標：81人）



◀豊後ジビエ研究会

玖珠郡内の猟友会員、農家、飲食店経営者などで構成された会です。活用方法や課題などの情報を共有しながら、有効活用策を模索しています。





Project 08

20年目標15〈農薬・排水・廃棄物など〉

【愛知目標8】

暮らしや産業が、生物多様性に負の影響を及ぼさないような配慮がなされている。

ワークショップにおいて「人間主体の考え方が、大きく環境を変えてしまった」という意見が出されました。私たちの暮らしや産業における配慮が、下流域や次世代の水環境保全につながります。

既存の取り組み

1. ゴミの分別と資源回収 【健康福祉課】
2. 合併浄化槽設置に対する助成 【健康福祉課】
3. 畜産廃棄物の適正処理の指導・推進 【各種団体・農林課】
4. 農薬の適正使用の指導・助成 【各種団体・農林課】
5. 健康カレンダーの余白を利用したリサイクルなどに関する啓発 【健康福祉課】
6. 廃油せっけんの製作と利用の推進 【事業者、各種団体、健康福祉課】
7. 清掃活動の実施 【住民、各種団体、健康福祉課など】
8. 生きものに配慮した環境保全型農業の取り組みの実践（再掲）【住民、各種団体、農林課】
9. 河川環境や海洋環境への配慮 【住民】

新たな取り組み

1. 暮らしが生物多様性に与える影響を知る機会の創設
【健康福祉課、社会教育課、商工観光・自然環境課】
2. 使用する農薬が生物多様性に与える影響を知り、適切な使用ができるような啓発活動の実施
【各種団体・農林課】
3. 有機JASなどの各種認定制度の普及
【各種団体・農林課】
4. 田んぼや河川の水質並びに生きもの調査
【各種団体】
5. 家庭や事業所などから出る排水は、なるべく河川などに影響を与えないようにする配慮
【住民、事業者】
6. 筑後川の源流に位置し、自分達の暮らしが安心安全な水を下流に届けていることの意識を持つ
【住民】
7. 節電、廃棄物削減の取り組み推進（再掲）
【住民、事業者、各種団体、商工観光・自然環境課、健康福祉課】

指標13 収集ごみ（可燃ごみ）1人1日あたりごみ排出量（目標：398.2g/人日）

コラム①

私たち、こんな取り組みやっています！

河川環境保全のために、住民自ら実施している取り組みを紹介します。

- ・海や河川の生きものに影響を及ぼすプラスチックマイクロビーズが入った洗顔料などの使用を控える。
- ・食器に付いた油をふき取ってから水で流す。





Project 17

(4) 参画・連携のための目標

20年目標16 〈人と人、団体と団体のつながり〉

【愛知目標17】

生物多様性をキーワードに、人と人、団体と団体のつながり、地域課題の解決に良い影響をもたらしている。

生物多様性を維持するための作業の多くは共同作業によるものです。その中で作り上げたつながりは、お互いを助け、温かい関係を作り出してきました。

生物多様性をキーワードに、様々な分野を結び付け、世代を越えたつながりを創出します。

既存の取り組み

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 1. 清掃活動の実施 | 【住民、各種団体、健康福祉課など】 |
| 2. 地域における草原や河川敷の野焼き（再掲） | 【牧野組合など】 |

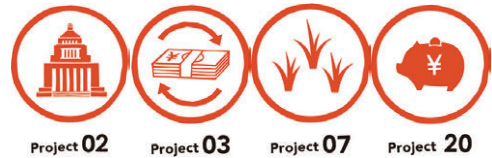
新たな取り組み

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1. 各種団体や町の事業と生物多様性を関連付け、社会課題と生物多様性の課題を同時解決できる仕組みづくり（再掲） | 【商工観光・自然環境課】 |
| 2. 異なる団体が生物多様性をキーワードに集い、団体が抱える人手不足やアイデア不足を解消するための調整 | 【商工観光・自然環境課】 |
| 3. 外来種駆除活動、登山道整備活動など、自然と関連したイベントの開催 | 【各種団体、商工観光・自然環境課】 |
| 4. 身近な自然を活用し、持続的に維持管理できる仕組みづくり（再掲） | 【各種団体、企画調整課、農林課、商工観光・自然環境課】 |
| 5. 季節の挨拶運動（例）「こんにちは。今日はコブシの花がきれいですね」（再掲） | 【住民】 |
| 6. 多世代が集まる地域行事や集落の清掃活動に参加する（再掲） | 【住民】 |

指標3 現地学習会等を開催し、地域住民が自然環境にふれあう機会創設（再掲）（目標：1カ所/年）

茅（ススキ）を刈りながら火を付ける昔ながらの野焼き。火入れする場所など、天候を見て相談しながら進めます。





20年目標17〈町の施策〉

【愛知目標2、3、17、20】

町の施策が生物多様性に配慮したものになっており、住民と協働して生物多様性保全に取り組んでいる。

「九重町第5次総合計画」に掲げる町の将来像「住民との協働＝簡素で美しい田舎づくり」に向けて、生物多様性の保全と活用に取り組みます。

既存の取り組み

1. 「九重町第5次総合計画」における生物多様性保全の取り組みの推進
【企画調整課、商工観光・自然環境課】
2. 「第2次健康ここのえ21計画」における地産地消、食育の推進
【健康福祉課】
3. 「九重町地球温暖化対策計画」の策定及び温室効果ガス排出量調査
【商工観光・自然環境課】
4. 生物多様性について住民が意見を出し、活動する場の創設
【商工観光・自然環境課】
5. 広報やケーブルテレビを活用した啓発
【健康福祉課、商工観光・自然環境課】
6. 公共事業における地域の生物多様性への配慮
【役場各課】

新たな取り組み

1. 生物多様性に関する制度など検討
【商工観光・自然環境課】
2. 生物多様性に配慮した取り組みへの助成の検討
【商工観光・自然環境課】
3. 住民を対象としたワークショップや聞き取り調査を実施し、生物多様性に関する意見の吸い上げ
【商工観光・自然環境課】
4. 生物多様性に関する職員研修を実施し、担当業務と生物多様性を関連付ける
【商工観光・自然環境課】

指標14 生物多様性に関する制度整備（目標：1制度）



九重町生物多様性保全対策協議会▶